

山口県産業技術センター法人化準備委員会設置要綱

(目的)

第1条 山口県産業技術センターの地方独立行政法人化を円滑に進めるため、必要な事項を審議する機関として、山口県産業技術センター法人化準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人の組織・運営に関すること。
- (2) 人事給与・財務会計の諸制度に関すること。
- (3) 評価制度に関すること。
- (4) 中期目標・中期計画に関すること。
- (5) その他地方独立行政法人の設立に当たり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、商工労働部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者を商工労働部長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

- 2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則公開とし、会議結果は公表する。

(検討作業部会)

第8条 第2条に定める事項について、具体的な検討を行うため、委員会の下に検討作業部会を設置する。

- 2 検討作業部会に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員以外の意見聴取)

第9条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者から意見を聴くことができる。

2 前項の意見聴取の方法は、委員会への招致及び委員長が指名する者による個別聴取によるものとする。

(事務局)

第10条 委員会に関する庶務は、商工労働部新産業振興課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 組織する者 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| 山口県産業技術センター所長 |
| やまぐち産業振興財団副理事長 |
| 次に掲げる者のうち、商工労働部長が選任する者 1 外部有識者（学識経験者） 2 産業界の代表者 3 山口県産業技術センターの職員を代表する者 |